

第3部 推進編

第1章 計画を推進する体制づくり

第1節 推進体制の整備

ここでは、柴田町環境基本計画を策定後、総合的・計画的に推進するにあたって、町の全庁横断的な推進体制の整備と、町、事業者、町民、民間団体との協力による、それぞれの取り組みを推進していくための体制を示します。

◆ 1. 計画の推進体制

基本目標の達成に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（町、事業者、町民及び民間団体）の自主的・積極的な取り組みと、参加と協力による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせないものです。

本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりとします。

（1）柴田町環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するための町長の諮問機関として、学識経験者等で構成される柴田町環境審議会が設置されています。

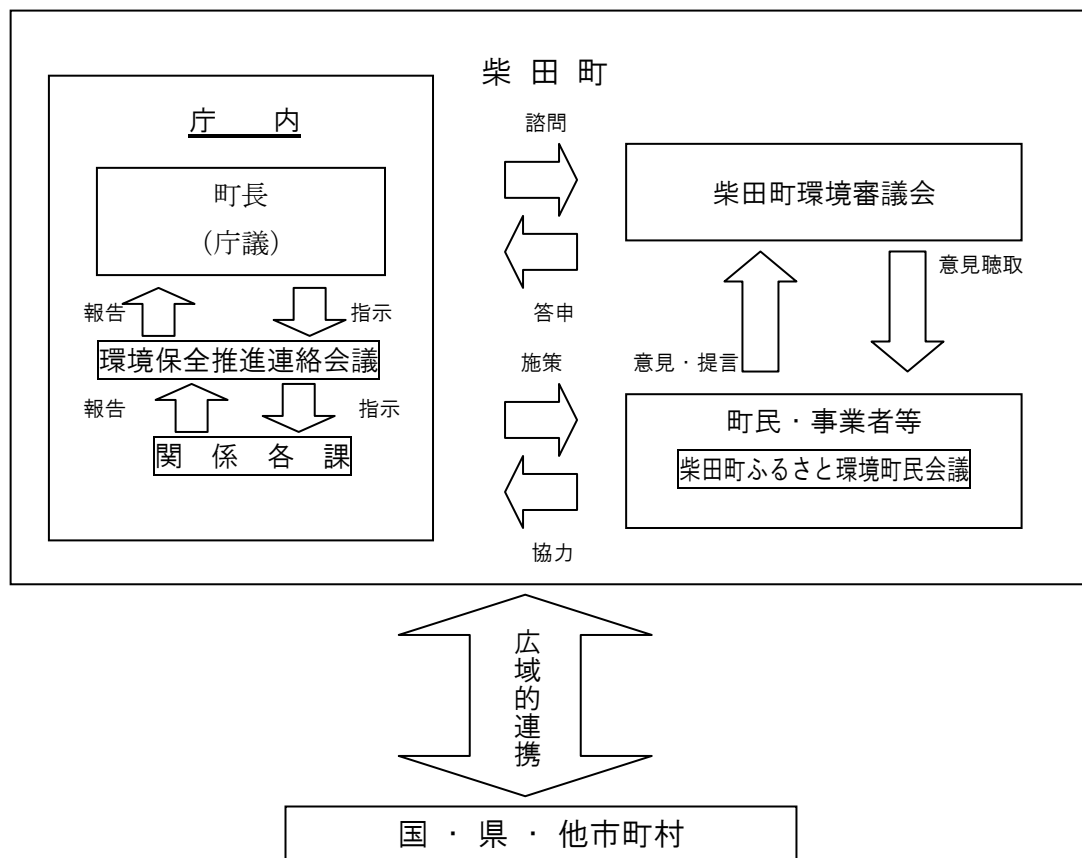
町は、本計画の策定及び変更について、環境審議会から意見や提言を受け、その反映に努めます。

（2）柴田町ふるさと環境町民会議

本計画を策定するために、学識経験者、事業者の代表者、町民の代表者、教育関係者、民間団体の代表者で構成する「柴田町ふるさと環境町民会議」が設置されています。

町は、柴田町ふるさと環境町民会議を継続させ、本計画の策定及び変更にあたっては意見を受け、その反映に努めます。

計画推進体制の概念図



第2節 計画の進行管理

各主体の取り組みの実効性を確保していくうえで、計画の進行管理が最も重要となります。また、社会情勢の変化や、新たな法律が制定されるなど、環境の状況は日々変化しています。このことから、環境マネジメントシステムによる PDCA サイクルを継続し、基本計画の終期である平成 31 年度まで、引き続き進行管理を行いながら評価を加えていきます。

なお、進行管理に係る評価については一層の強化を図り、継続的な業務改善活動を推進します。

1) 柴田町環境基本計画 (PLAN)

基本方針

2) 計画に基づく取り組み (DO)

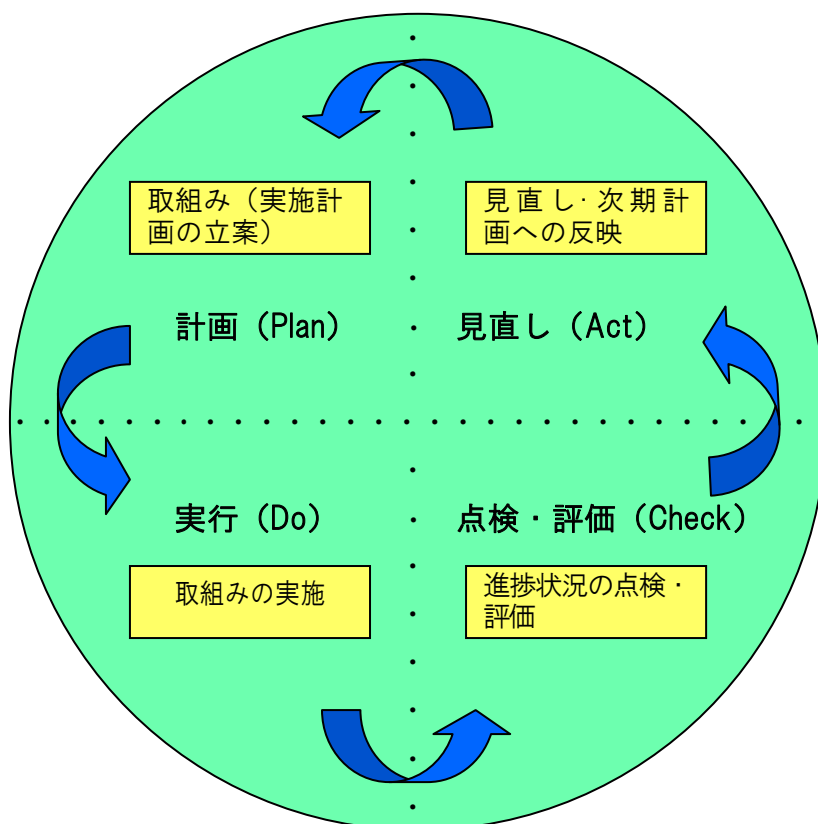
3) 計画の進捗状況の点検 (CHECK)

本計画に基づき、環境の保全と創造に関する取り組みにあたっては、町・事業者・町民・民間団体が協力し、連携することにより推進を図ります。

4) 計画への点検結果の反映 (ACTION)

本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

環境基本計画の進行管理イメージ (PDCA サイクル)



本計画は、平成 31 年度までを計画期間としますが、今後の社会情勢や町民意識の変化などに適切に対応し、第 5 次柴田町総合計画後期基本計画策定後の平成 28 年以降に計画の見直しと改善を行います。